



【資料1】

上下水道事業の概要

高岡市上下水道局

令和8年9月4日(金)



上下水道事業の概要について

1. 高岡市上下水道局の概要
2. 高岡市水道事業の概要
3. 高岡市下水道事業の概要

上下水道事業の概要について

1. 高岡市上下水道局の概要

2. 高岡市水道事業の概要

3. 高岡市下水道事業の概要

1. 高岡市上下水道局の概要

高岡市上下水道局の取扱事業

上下水道局では、上下水道事業として、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の3事業を経営しています。

高岡市水道事業

高岡市工業用水道事業

高岡市下水道事業

高岡市上下水道事業の設置等に関する条例

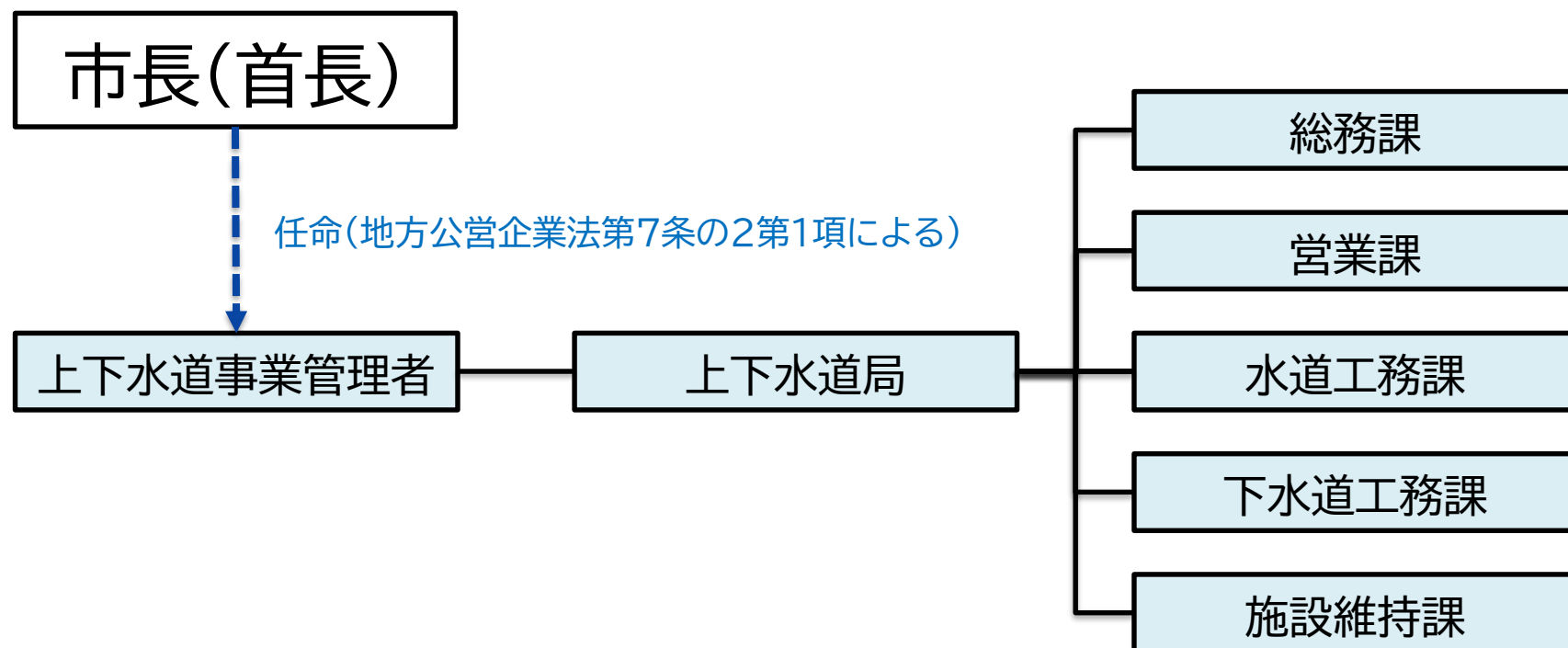
第1条(上下水道事業の設置)

住民の生活用水その他の浄水を市民に供給し、工業生産の需要に応じて工業用水を供給し、及び下水を排除し、又は処理するため、高岡市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)を設置する。

1. 高岡市上下水道局の概要

高岡市上下水道局の組織体系

上下水道事業管理者及び上下水道局を設置した組織体制により、事業経営を行っています。



高岡市上下水道事業の設置等に関する条例

第4条(組織)

1 地方公営企業法第7条ただし書の規定に基づき、上下水道事業を通じて上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)1人を置く。

2 地方公営企業法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置く。

1. 高岡市上下水道局の概要

高岡市上下水道局の沿革



本庁舎(高岡市広小路7-50)



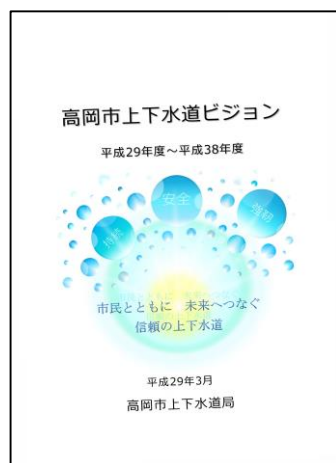
上関庁舎(高岡市京田188)

- | | |
|----------|--|
| 昭和6年6月 | 旧高岡市内での給水開始 |
| 昭和24年9月 | 下水道事業認可の取得
(公共下水道事業の開始) |
| 昭和27年10月 | 水道事業で公営企業法の全部適用 |
| 昭和29年10月 | 工業用水道の供給開始 |
| 昭和33年2月 | 工業用水道事業で公営企業法の全部適用 |
| 平成17年11月 | 旧高岡市と旧福岡町の合併
(簡易水道事業の設置) |
| 平成26年4月 | 下水道事業で公営企業法の全部適用 |
| 平成26年4月 | 上下水道事業の組織統合により
<u>現在の「高岡市上下水道局」が発足された</u> |
| 平成29年4月 | 水道事業に簡易水道事業を統合 |

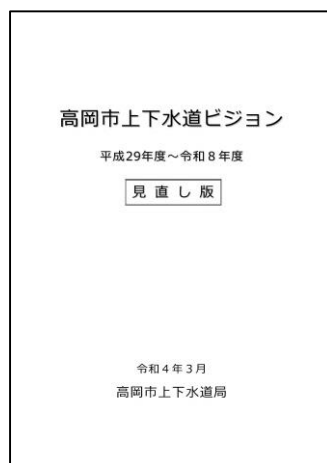
1. 高岡市上下水道局の概要

高岡市上下水道ビジョン

平成26年4月の上下水道事業の組織統合後、平成29年4月には、第1次となる上下水道ビジョンを策定。令和4年3月見直しを経て、現在は、第2次のビジョンを策定しています。



高岡市上下水道ビジョン
(計画期間:H29～R8)



高岡市上下水道ビジョン
の見直しを実施(R4～)



【現行ビジョンの**基本理念**と**基本方針**】

～市民とともに 未来へつなぐ 信頼の上下水道～



第2次となる次期ビジョン(R9～R18)を策定中

1. 高岡市上下水道局の概要

公営企業会計の適用

上下水道事業に関しては、「地方公営企業法」に基づき、公営企業会計を適用(全部適用)しております。

① なぜ適用するのか

- ・国の法律で規定されているから
- ・地方公営企業法と国の通知が根拠 本市も法律に準拠して適用

② 官庁会計では測れない

- ・見えるのは1年の現金収支だけ
- ・事業の性質上、原価が出ない
- ・原価がなければ料金の根拠もわからない

③ 法適用で見えるもの

- ・複式簿記・発生主義で記録
- ・減価償却で毎年の費用に配分
- ・1年あたりの原価が分かる

法律に準拠して適用したことで原価を把握でき、料金の根拠につながっています

国の考え 総務省の適用推進

- ・推進方針は平成26年度。H27～31年度は人口3万人以上が対象
- ・第2次集中取組期間(R2～6)で人口3万人未満まで対象を拡大
- ・背景は人口減少による料金収入の縮小と、施設の一斉更新
- ・経営戦略や経営比較分析表で経営を見える化する
- ・広域化、共同化や官民連携を判断する土台にする

地方公営企業法

- ・水道事業は当然適用(第2条第1項の法定7事業)
- ・下水道事業は条例で任意適用。多くは財務規定等の一部適用
- ・第3条 常に企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進する
- ・第17条の2 経費負担の原則(独立採算)
- ・第21条 適正な原価を基礎とした公正妥当な料金

※法定7事業＝水道(簡易水道を除く)、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス

1. 高岡市上下水道局の概要

独立採算制の原則

公営企業会計に関しては、「独立採算制の原則」により、運営されます。

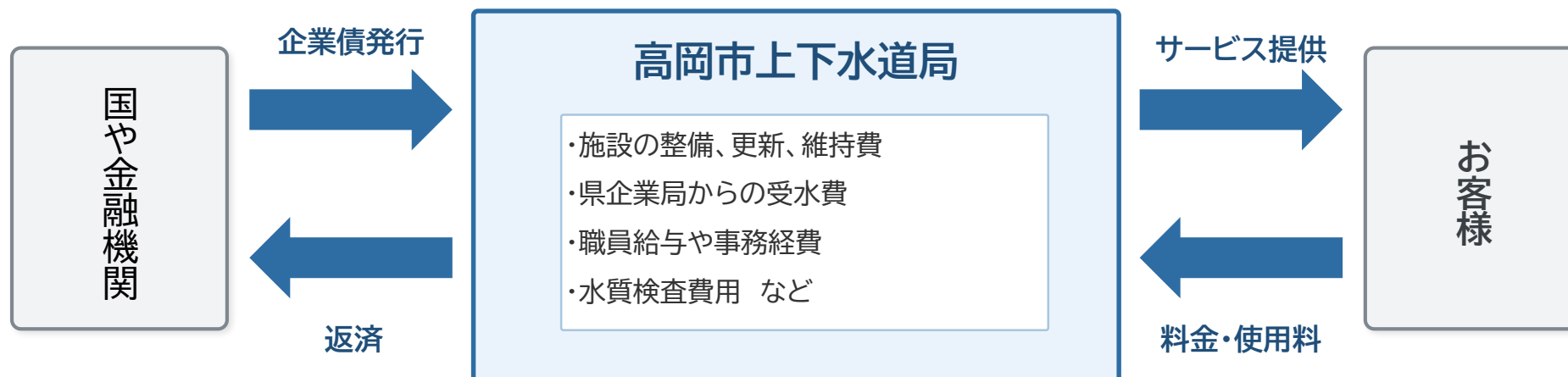
■ 独立採算制の原則

公営企業の運営に要する経費は、原則として、その経営に伴う収入(水道料金・工業用水道料金・下水道使用料等)をもって充てなければならない。(地方公営企業法 第17条の2第2項)

このため、水道事業・工業用水道事業・下水道事業のいずれも、施設の整備・更新・維持、受水費、職員給与、水質検査などの費用を、主に料金・使用料で賄うことを原則としています(原則として税金は充てられません)。

経営に伴う収入を充てることが適当でない経費等は、一般会計等が負担することが認められている。下水道事業では、汚水処理費は使用料で賄う「汚水私費」、雨水処理費は公費で賄う「雨水公費」の経費負担区分によります(水道の消火栓経費なども一般会計等が負担)。(地方公営企業法 第17条の2第1項)

「一般会計」とは、公営企業を除くいわゆる官公庁の会計のことであり、現金主義、単式簿記を用い、基本的に税金で賄う会計のことを指します。



1. 高岡市上下水道局の概要

下水道事業の経営原則(雨水公費・汚水私費の原則)

下水道事業の経営原則には、「雨水公費・汚水私費」の原則があります。



雨水に係る経費

公費(一般会計繰入金)

雨水の排除により、浸水からまちを守り、機能の保全を発揮することで、受益の範囲が広く一般市民に及ぶ。



汚水に係る経費

私費(下水道使用料)

原因者及び下水道使用者を特定でき、受益の範囲は使用者に限定される。

収入 (財源)	一般会計繰入金(公費)		下水道使用料(私費)
支出	雨水の下水道管理費 (資本・維持管理費)		汚水の下水道管理費 (資本・維持管理費)

※雨水分は資本費・維持管理費ともに全額公費負担

※汚水分は一部公費負担されているが、大半を下水道使用料で負担

※国庫補助金等のその他収入も下水道事業(汚水・雨水問わず)の財源として取り扱われる

1. 高岡市上下水道局の概要

公営企業会計とは

公営企業会計は、一般会計や民間企業会計と違いがあります。

区分	主な法令	会計処理
一般会計(市役所)	地方自治法	現金主義・単式簿記
公営企業会計	地方公営企業法	発生主義・複式簿記
(参考)民間企業会計	会社法・金融商品取引法	発生主義・複式簿記

- ・公営企業会計は、民間企業と同様の手法(発生主義・複式簿記)で会計処理を行う。
- ・現金の収支だけでなく、資産・負債の状況や減価償却費まで把握でき、経営状況を正確につかむことができる。

発生主義…現金のやり取りの有無にかかわらず、費用・収益が確定した時点で計上する考え方。

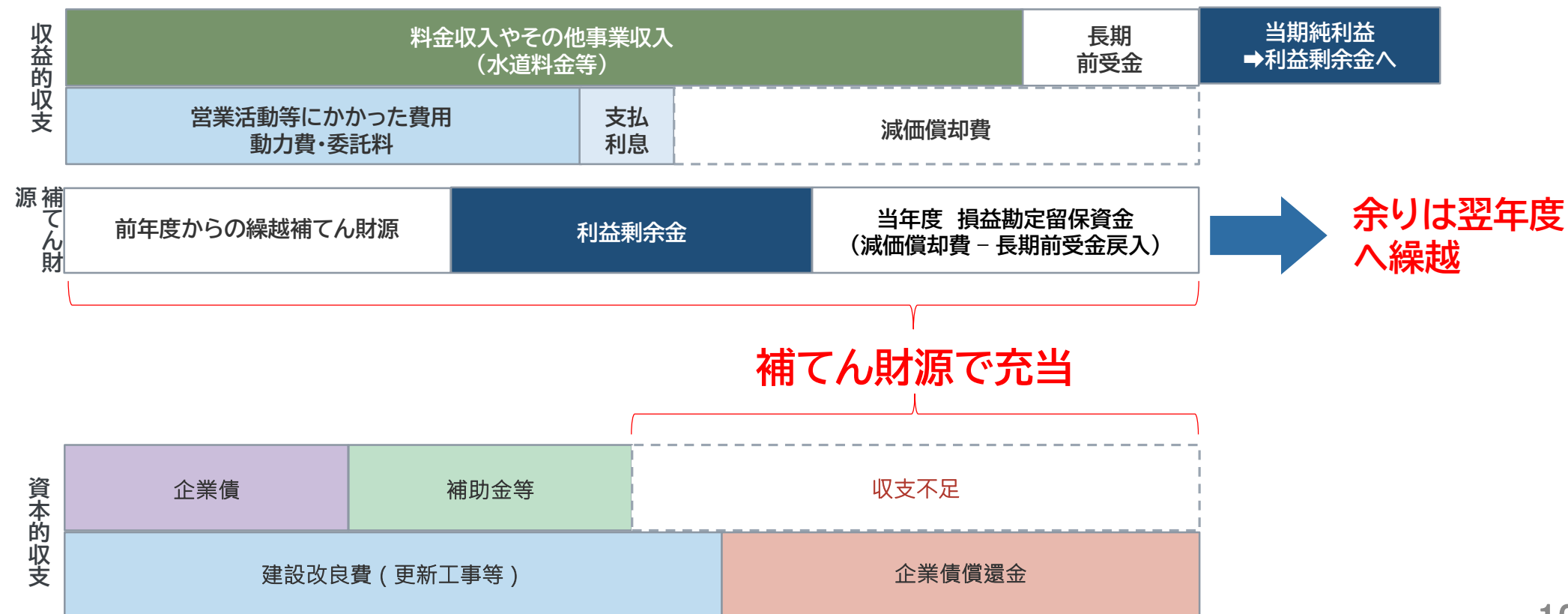
複式簿記…お金の増減と財産の増減の2面から取引を記録する方法。

1. 高岡市上下水道局の概要

公営企業会計のしくみ(2つの収支)

公営企業会計は、2つの収支により構成されます。

収支区分	主な内容	主な収入	主な支出
収益的収支(3条予算)	施設の維持管理に関する収支	水道料金	動力費・委託料・支払利息
資本的収支(4条予算)	施設の整備・更新に関する収支	企業債・補助金	建設改良費・起債償還



上下水道事業の概要について

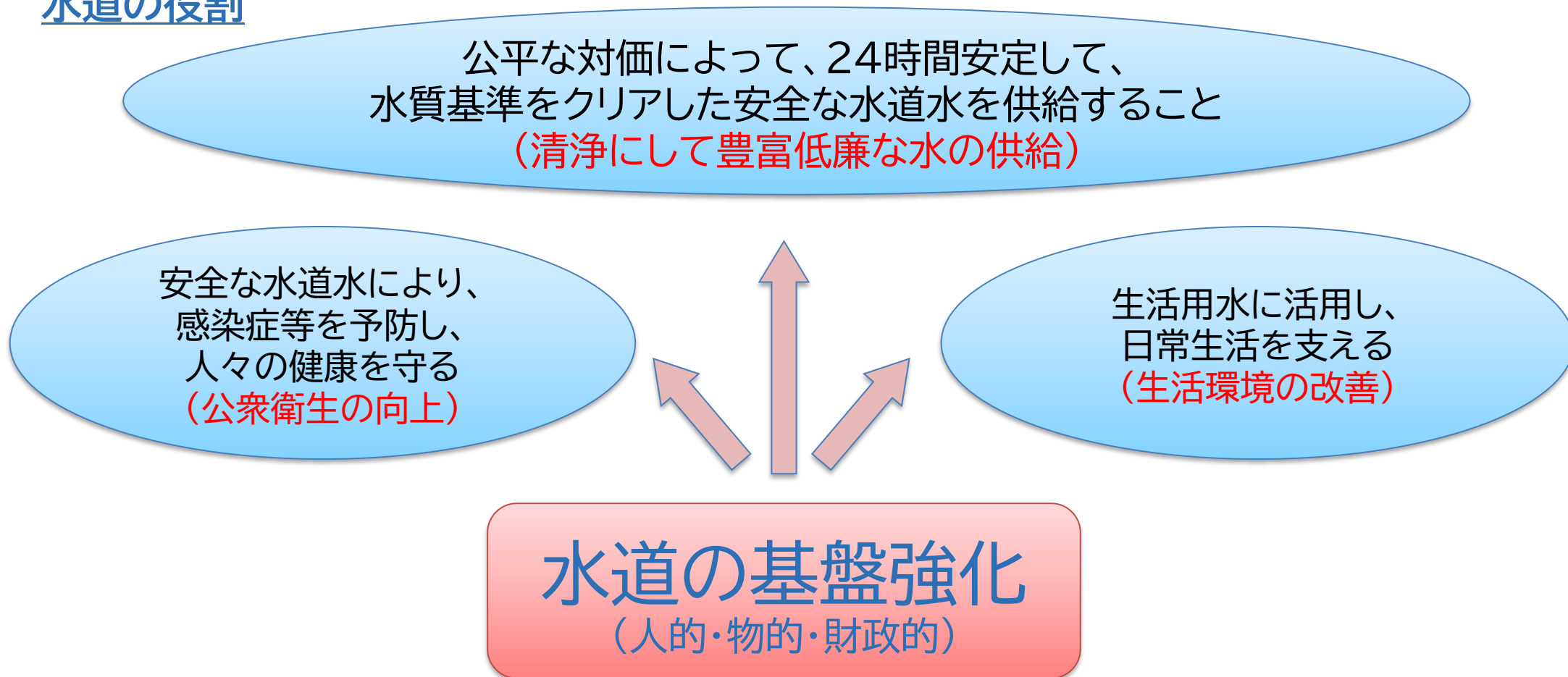
1. 高岡市上下水道局の概要

2. 高岡市水道事業の概要

3. 高岡市下水道事業の概要

2. 高岡市水道事業の概要

水道の役割



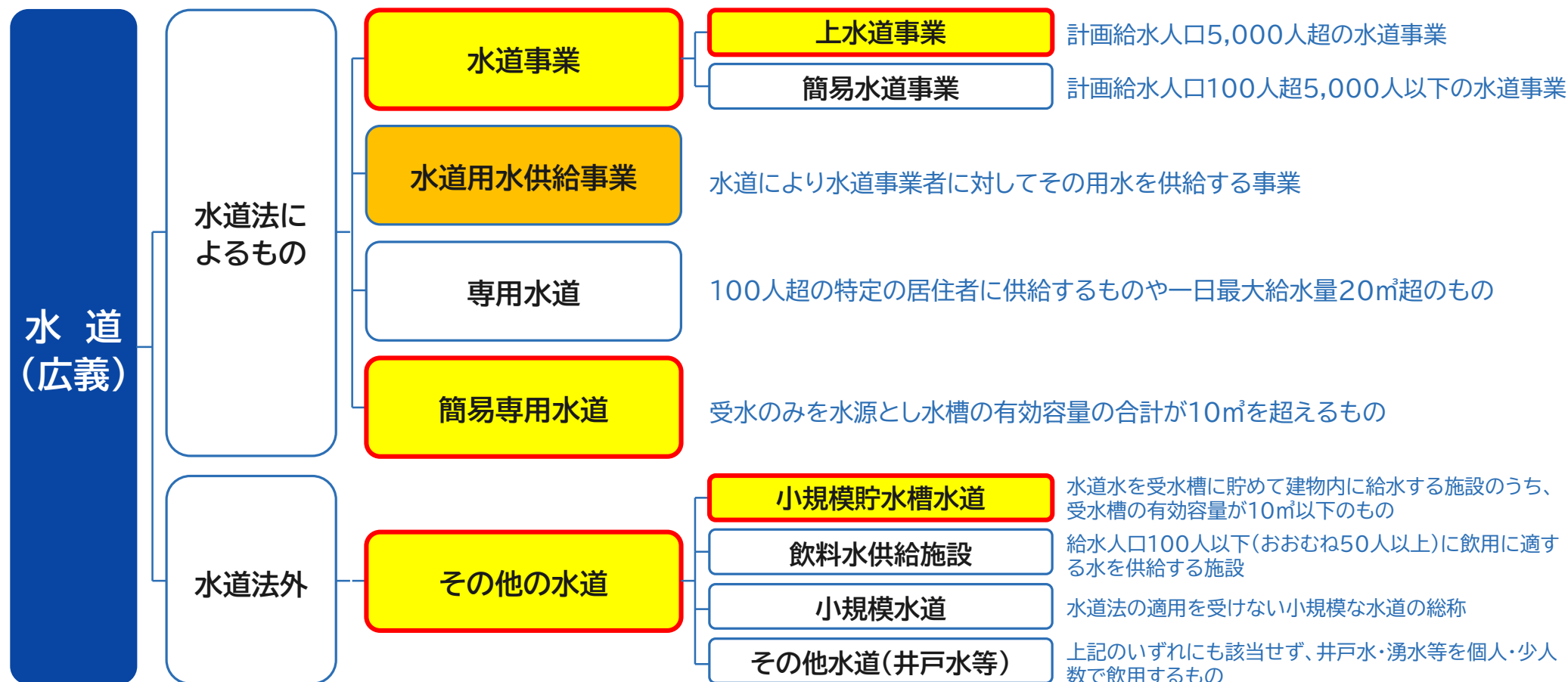
水道法

第1条(この法律の目的)

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

2. 高岡市水道事業の概要

水道(広義)の種類



■ …高岡市の供給する水道(広義)
■ …高岡市が供給を受けている水道(広義)
※富山県企業局

2. 高岡市水道事業の概要

水道施設の構成



2. 高岡市水道事業の概要

飲用水の違い

高岡市上下水道局が提供している「水道水」は、水道法に基づく高い安全性(水質基準52項目)に適合したものが提供されています。

区 分	適用される法令	満たすべき水質の基準	検査・管理
水道水 (上水道)	水道法	水質基準52項目すべてに適合(2026年4月からPFOS・PFOAを追加)。給水栓で残留塩素0.1mg/L以上を保持	水道事業者に検査義務 (項目に応じ毎日～年1回)
ミネラル ウォーター類	食品衛生法	清涼飲料水の成分規格に適合(水道水質基準と整合)	製造者による製品検査
飲用井戸等 (自家用)	飲用井戸等衛生対策要領	水道水質基準に準じた水質の確保が望ましい(法的な適合義務はなし)	設置者の自主管理 (年1回程度の検査を推奨)

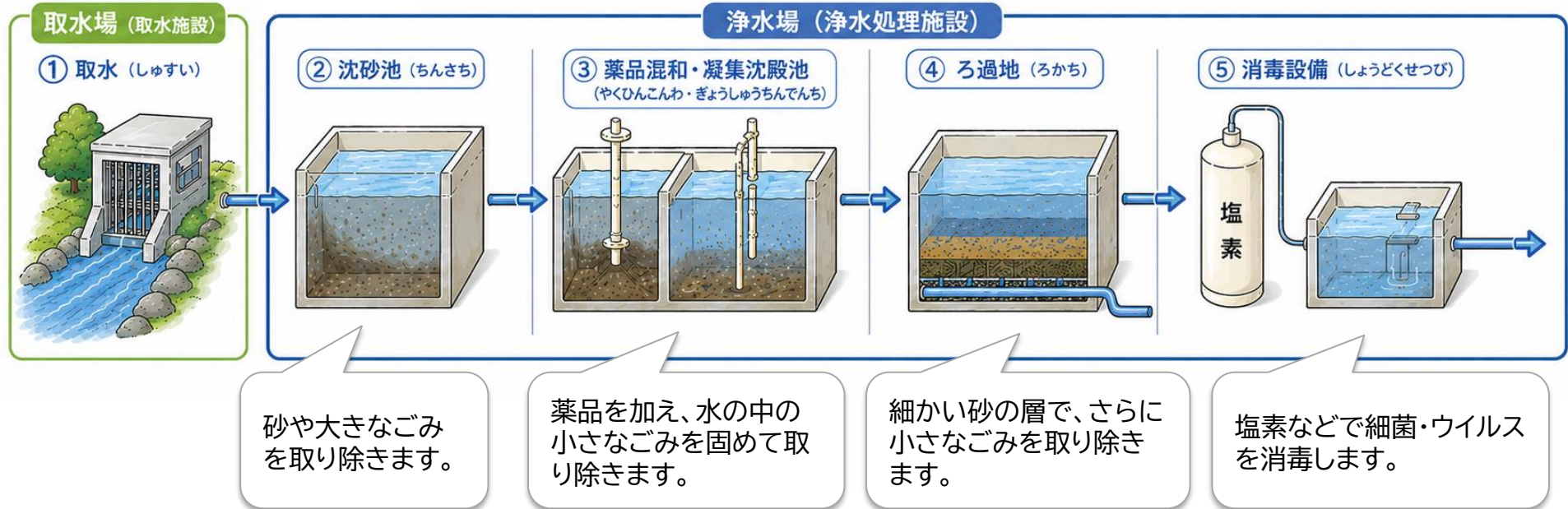
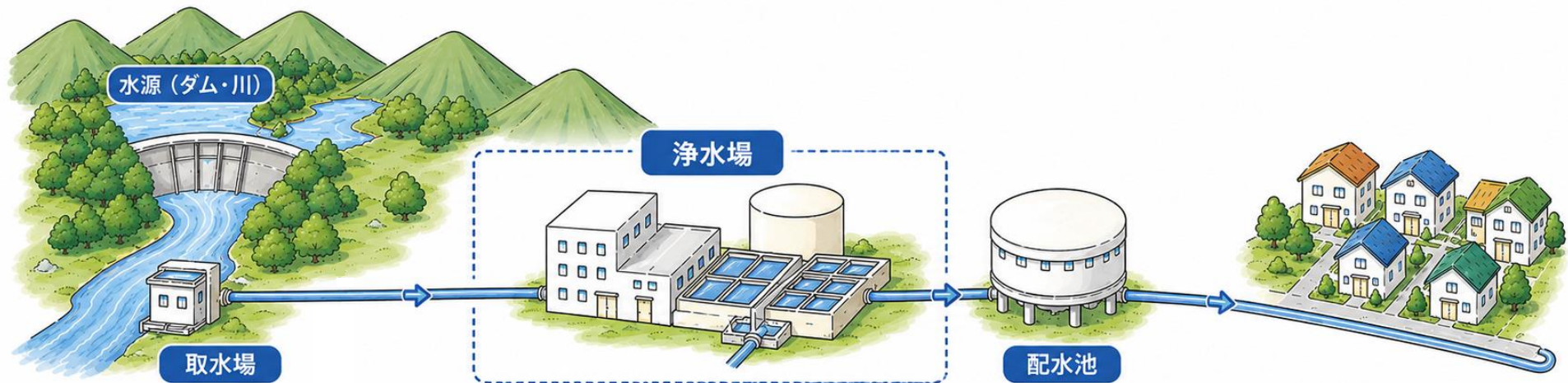


「高岡の水」販売中

～富山の大自然が育んだ
安全でおいしい水道水～

2. 高岡市水道事業の概要

水道のしくみ



2. 高岡市水道事業の概要

高岡市水道事業の沿革と概況

高岡市の水道事業は、昭和6年6月に通水して以来、これまで4回にわたる拡張事業を経て、現在は普及率90.9%となっています。

平成19年に高岡市水道ビジョン(計画期間:H19～28)を策定し、平成26年に上下水道事業の統合、平成29年には簡易水道事業を水道事業に統合、同年に高岡市上下水道ビジョン(計画期間:H29～R8(R3一部見直し))を策定し、計画的に施策を推進してきました。

高岡市の水源は、富山県が運営する県西部水道用水供給事業(和田川浄水場、子撫川浄水場)からの受水(購入)及び自己水源(主に井戸水)で構成されています。割合は、県受水が約96%、自己水が約4%となっています。

項目	令和7年度(末)	単位
行政区域内人口	160,480	人
総世帯数	71,367	戸
給水区域内人口	160,466	人
給水人口	145,804	人
給水栓数	68,812	栓
普及率	90.9	%
総配水量	15,508,857	m ³
一日最大配水量	51,983	m ³
一日最小配水量	37,957	m ³
一日平均配水量	42,490	m ³
総有収水量 (使用水量)	14,109,638	m ³
有収率	91.0	%

2. 高岡市水道事業の概要

高岡市水道事業の概況図

主な水道施設の概要（一般図）



2. 高岡市水道事業の概要

上関浄水場(高岡市の基幹浄水施設)



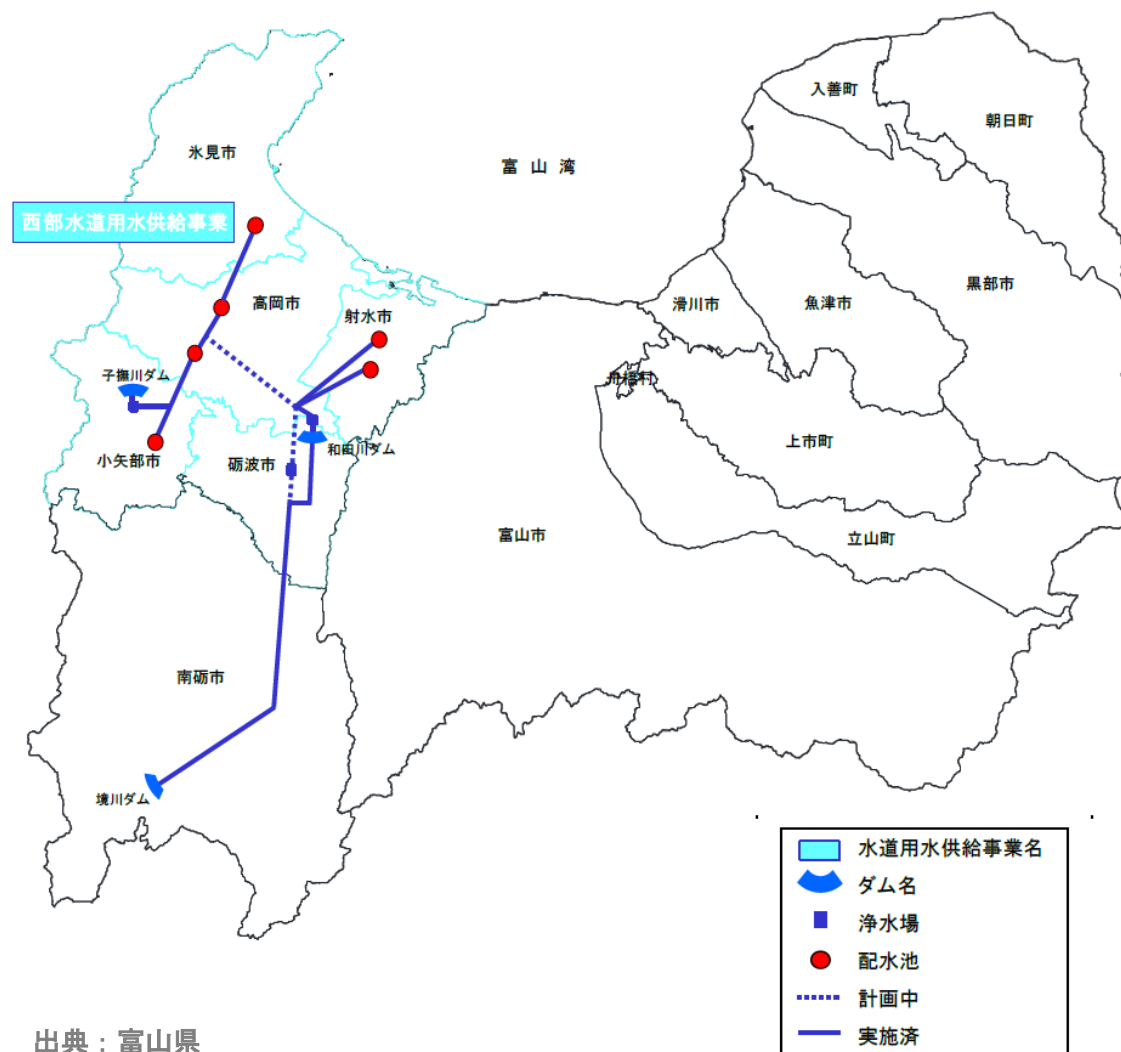
2. 高岡市水道事業の概要

富山県との関係性(水道用水供給事業)

水道用水供給事業とは、一般家庭へ直接、水を届けるのではなく、水道事業者(高岡市等)へ、水を卸す水道の一種です。

富山県西部水道用水供給事業(富山県企業局)では、現在、和田川浄水場及び子撫川浄水場から県西部の高岡市、射水市、氷見市及び小矢部市の4市に給水を行っています。

高岡市で使用する上水の大部分は、富山県企業局が運営する和田川及び子撫川浄水場から受水(水を購入)し、中田配水池や国吉配水池などからの自然流下により市内全域に配水しています。

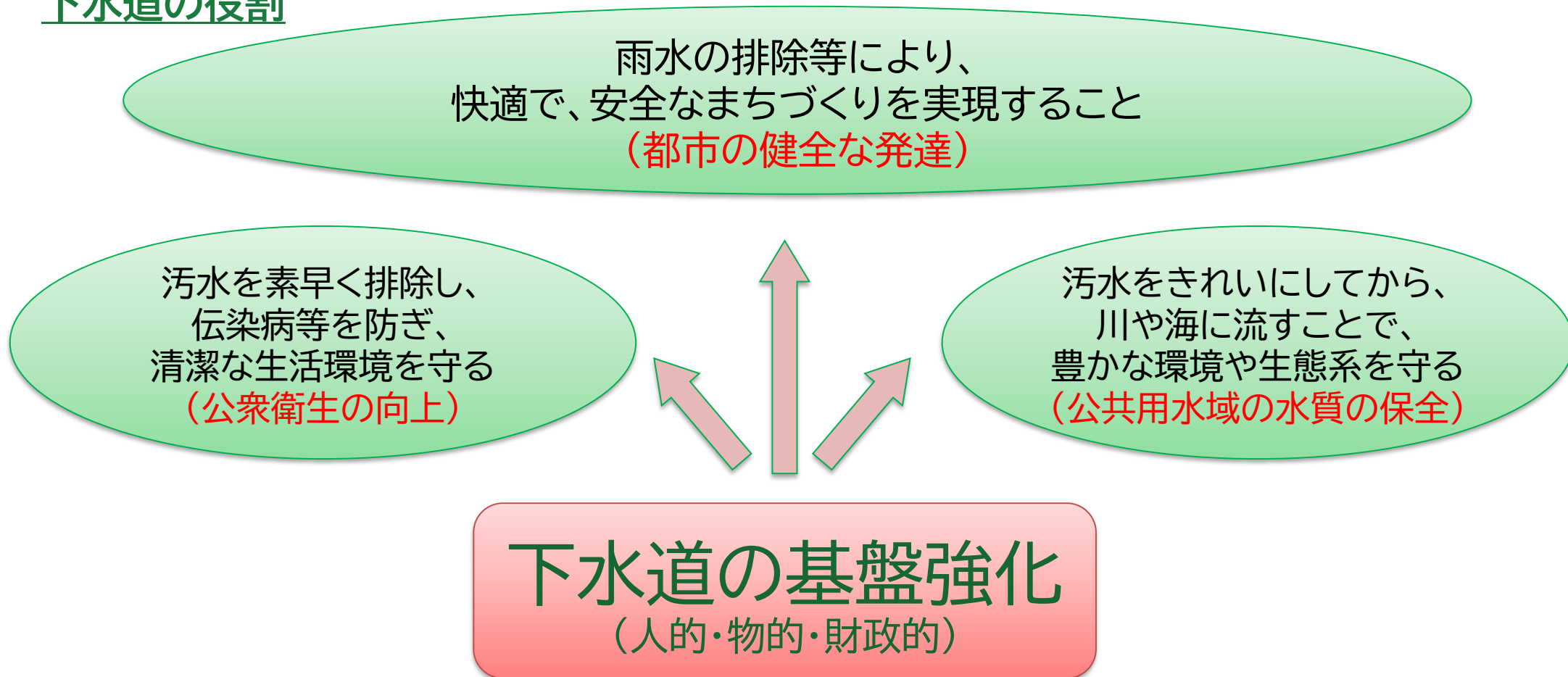


上下水道事業の概要について

1. 高岡市上下水道局の概要
2. 高岡市水道事業の概要
3. 高岡市下水道事業の概要

3. 高岡市下水道事業の概要

下水道の役割



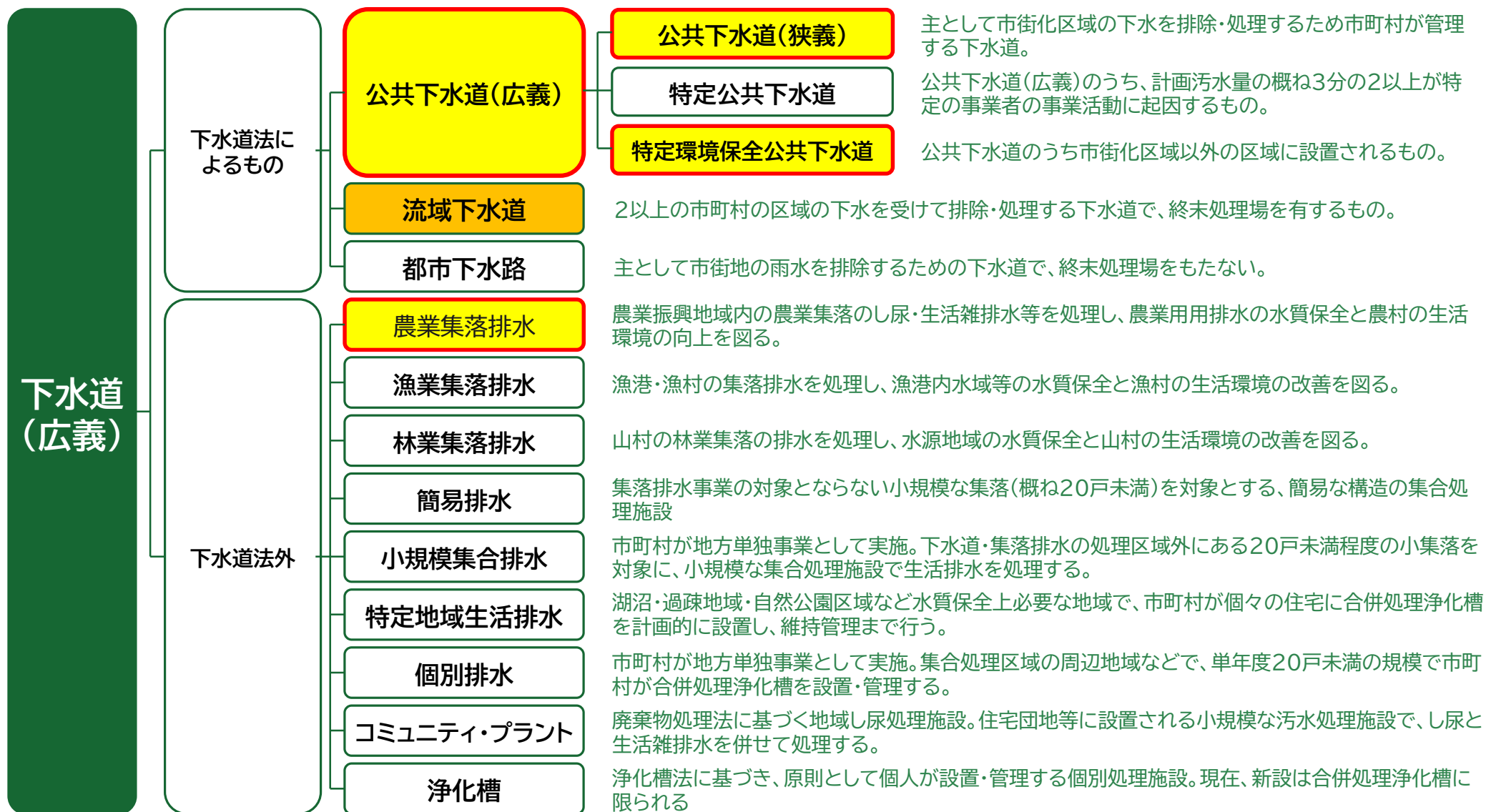
下水道法(改正予定)

第1条(目的)

この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図るとともに、下水道の基盤の強化を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

3. 高岡市下水道事業の概要

下水道(広義)の種類



…高岡市の扱う下水道(広義)

…高岡市が処理をしてもらっている下水道(広義)

※富山県土木部

3. 高岡市下水道事業の概要

下水道施設の構成



3. 高岡市下水道事業の概要

排除方式の違い

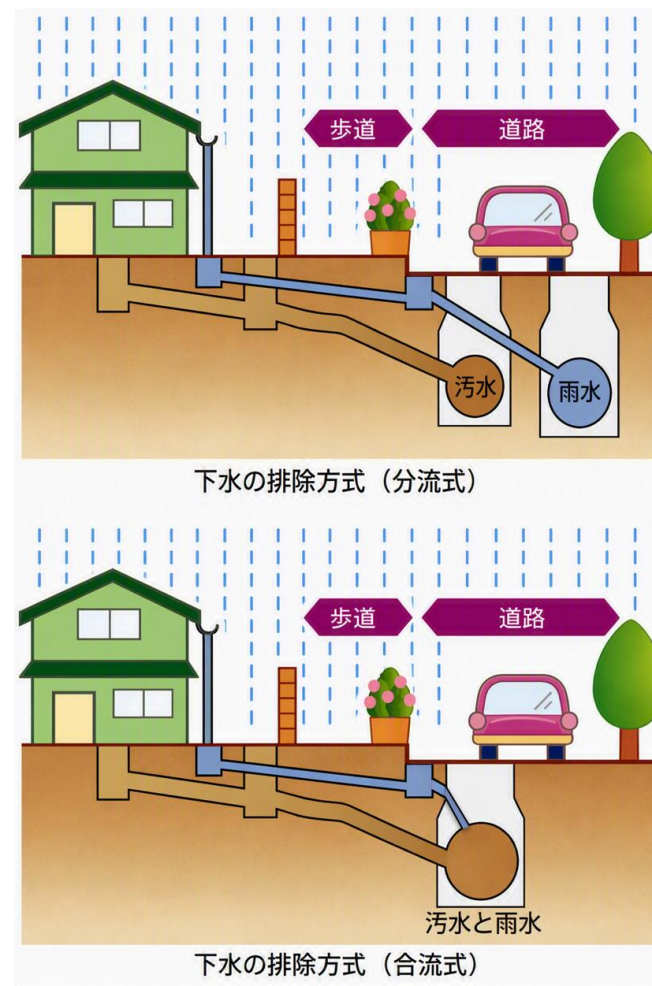
高岡市の下水道(排除方式)は、「分流式(汚水と雨水が別々)」と「合流式(汚水と雨水が同一)」を採用しています。

分流式

- 汚水と雨水を**別々**の管渠系統で排除
- 雨天時に汚水を公共用水域に放流することがないため、水質汚濁防止上有利。

合流式

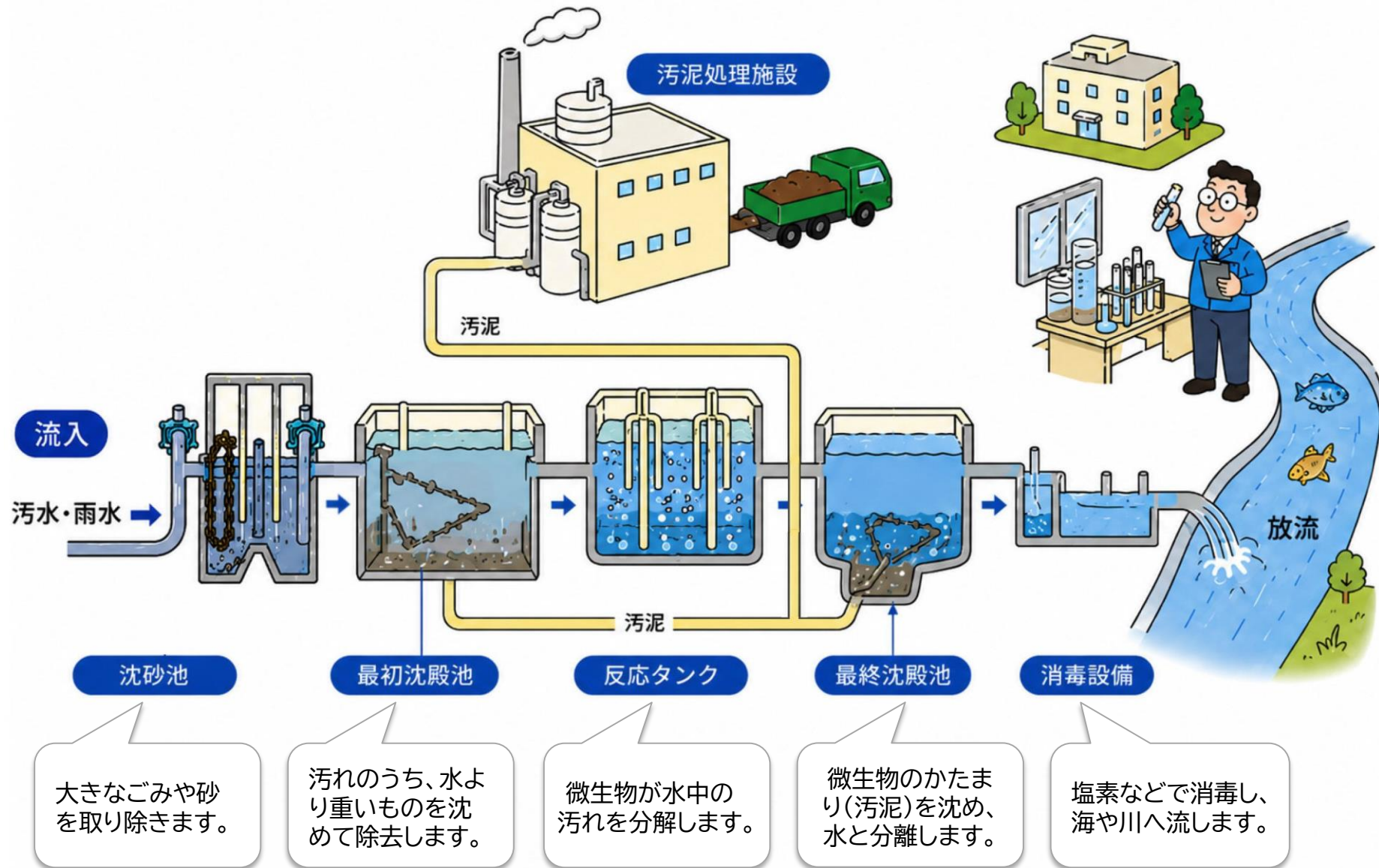
- 汚水と雨水を**同一**の管渠系統で排除
- 1本の管渠で汚濁対策と浸水対策を同時に解決でき、分流式に比べて施工が容易。



※高岡市の現況を捉えたイメージ

3. 高岡市下水道事業の概要

下水道のしくみ



3. 高岡市下水道事業の概要

高岡市下水道事業の沿革と概況

高岡市の下水道事業は、昭和11年に基礎調査に着手し、中心市街地に下水道を建設したのがはじまりとされ、終戦間もない昭和24年に事業認可を得て、富山県で最初の公共下水道事業として第一歩を踏み出しました。以来、現在は普及率95.5%となっています。

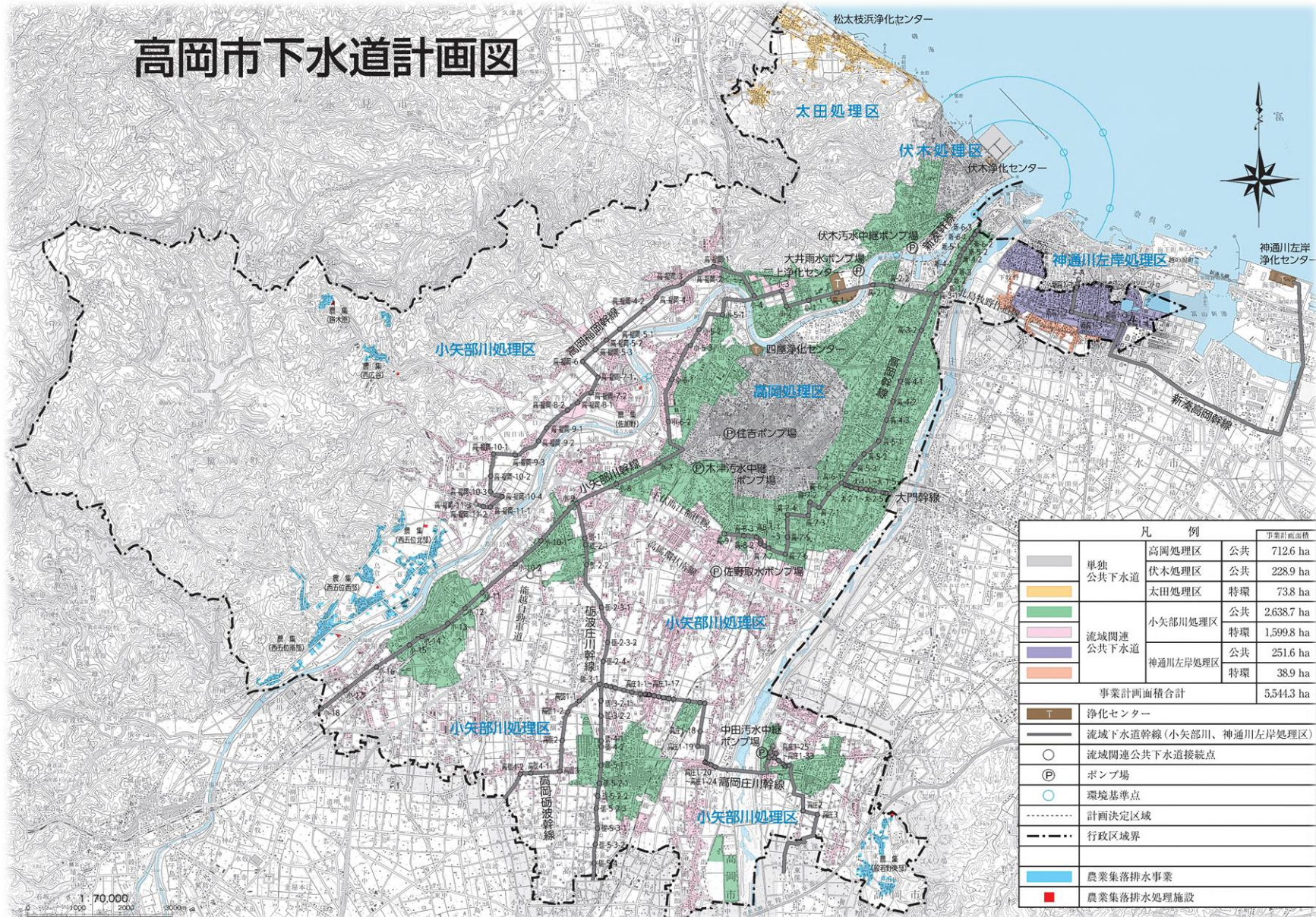
高岡市の下水は市の浄化センター10か所(農業用集落排水の浄化センター7か所を含む)の他、県西部の5市を対象とした小矢部川流域下水道と、県中央部の3市を対象とした神通川左岸流域下水道からなる富山県の流域下水道で処理しています。

高岡市の下水道の処理区域面積の約79%を県の流域下水道、約21%を市の浄化センターで処理しています。

項目	令和7年度(末)	単位
行政区域内人口	160,480	人
処理区域内人口	153,243	人
普及率	95.5	%
水洗化人口	147,325	人
水洗化率	96.1	%
接続件数	67,959	戸
処理区域面積	4,584.80	ha
一日平均総処理水量	84,909	m ³
汚水処理水量	25,332,444	m ³
有収水量	15,450,294	m ³
有収率	61.0	%

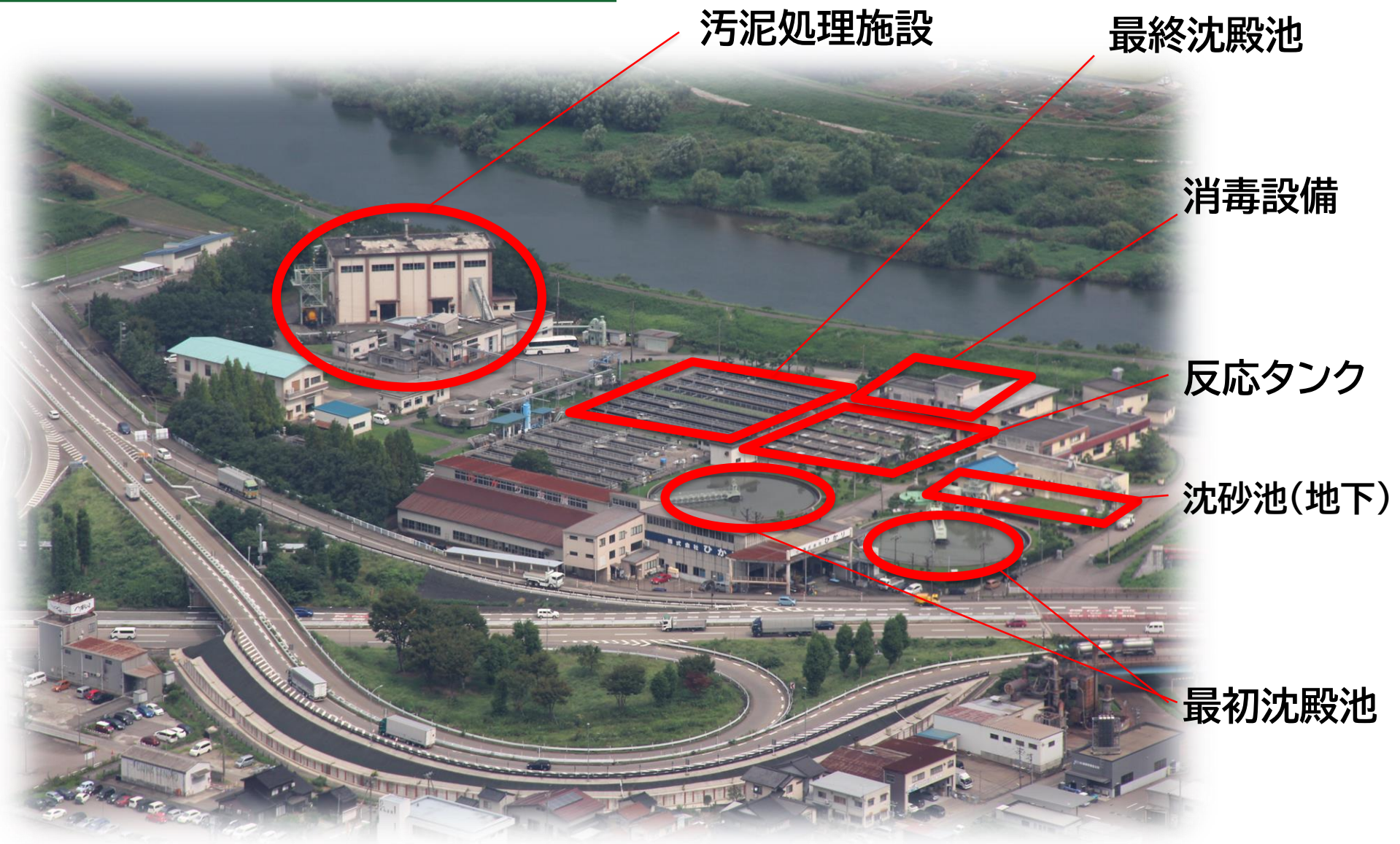
3. 高岡市下水道事業の概要

高岡市下水道事業の概況図



3. 高岡市下水道事業の概要

四屋浄化センター(高岡市の基幹処理施設)



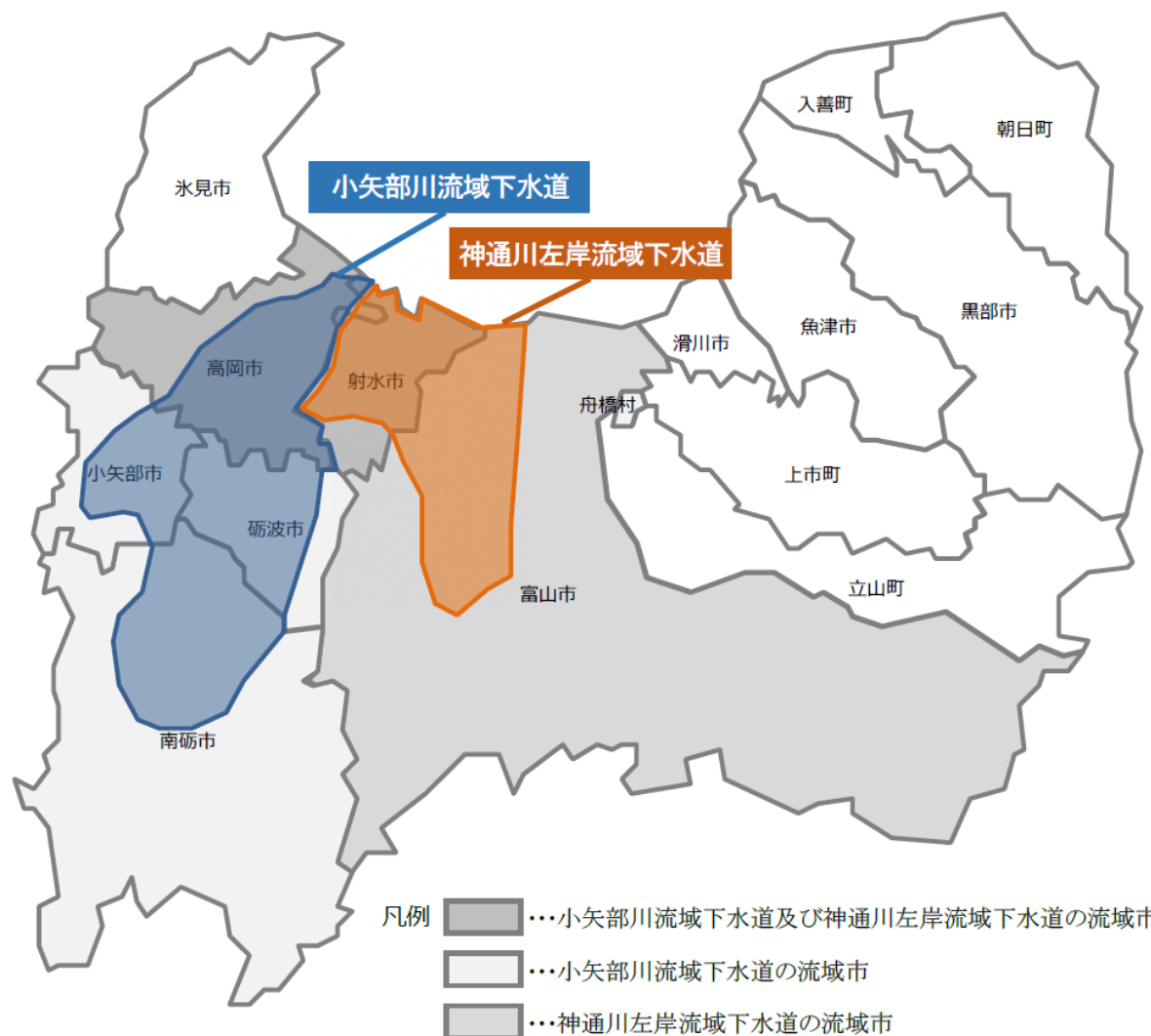
3. 高岡市下水道事業の概要

富山県との関係性(流域下水道事業)

流域下水道事業とは、複数の事業体(自治体)の汚水をまとめて浄化処理する大きな下水道の一種です。

富山県における流域下水道事業は、県西部の5市を対象とした「小矢部川流域下水道」と、県中央部の3市を対象とした「神通川左岸流域下水道」があります。

いずれも高岡市内を対象エリアとしており、高岡市の下水道の処理区域面積の約8割をこの2つの流域下水道で処理しています。



出典：富山県